

公益財団法人笹川スポーツ財団 チャレンジデー実施規程

平成23年4月6日

規 程 第13号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という）定款第4条に基づき、地域のスポーツ振興を担う自治体（行政機関）等と協力・協働し、地域スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティ形成を目的とする住民総参加型スポーツイベント事業の実施に係る必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この事業の名称を、「チャレンジデー」とする。

(実施)

第3条 この事業の実施は、毎年5月の最終水曜日とする。

(対象)

第4条 この事業の実施対象は、次のとおりとする。

- ① 自治体（行政機関）を中心として当該地域で組織された実行委員会
- ② 3ヵ年以内に①での実施を目指す地域のスポーツ振興団体

2 前項①及び②を「実行委員会等」という。

(申請)

第5条 実施しようとする実行委員会等は、別に定める実施申込書及び助成金申請書を公益財団法人笹川スポーツ財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(決定)

第6条 実行委員会等より前条に定める助成金申請書の提出があった場合は、理事長が申請書類を精査し、実施の対象として適当と認められる経費について助成を決定する。

(計画変更)

第7条 実行委員会等は、決定された事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(事業の中止・辞退)

第8条 事業を中止しようとする実行委員会等は、書面をもって中止する旨を理事長に届け出なければならない。

2 実行委員会等は、助成金を辞退しようとする場合は、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(完了報告)

第9条 助成金を受けた実行委員会等は、事業終了後速やかに所定の完了報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第10条 理事長は、前条の報告を受けその内容を精査し、適当と認められた場合に助成金額を確定する。

(決定の取り消し等)

第11条 理事長は、第8条の規定により事業の中止または辞退の届出があった場合および次の各号の一に該当する場合には、第6条の規定による助成金決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 実行委員会等が、この規程の定めに違反した場合
- (2) 実行委員会等が、この事業以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 実行委員会等が、この事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金の決定を取り消した場合、期限を定めて助成事業の取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、第10条の規定により助成金額を確定した場合において、すでにその額を超過して交付している場合も同様とする。

(調査等)

第 13 条 理事長は、この事業の執行の適正を期するために必要と認めるときは、実行委員会等に報告を求め、または財団職員に帳簿書類等を調査させ必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により指示を受けた実行委員会等は、これを誠実に遵守し、理事長にその報告をしなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に理事長が定めるところとする。

附 則 (平成 23 年 4 月 6 日 規程第 13 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

別表：チャレンジデーの実施

1. 実施期日及び内容

毎年5月最終水曜日の午前0時～午後9時の間において、15分間以上継続して運動を実施した地域住民の参加率【参加率（％）＝参加者数（人）÷人口（人）】を競う。

2. 実施団体の人口規模カテゴリー区分を下記のとおりとする。

カテゴリー1（4,999人以下）

カテゴリー2（5,000～9,999人）

カテゴリー3（10,000～29,999人）

カテゴリー4（30,000～69,999人）

カテゴリー5（70,000～249,999人）

カテゴリー6（250,000人以上）

3. 人口とは実施年の2月1日付住民基本台帳登録者数とする。

4. カテゴリーごとの抽選による対戦形式で参加率を競うことを原則とする。

5. 助成額

- ・当該年度の予算額と申請団体数から、カテゴリーごとの助成金の上限額を理事長が決定する。
- ・助成率は原則80%とする。

6. 助成対象科目

人件費・交通費・宿泊費・会場費・消耗品費・印刷費・製作費・広報費・通信運搬費・賃借料・保険料

7. 表彰

①下記基準により、金・銀・銅のメダルを授与する。

メダル授与基準（参加率）

カテゴリー	金メダル	銀メダル	銅メダル
1	65%以上	40～65%未満	40%未満
2	61%以上	35～61%未満	35%未満
3	55%以上	31～55%未満	31%未満

4	50%以上	29～50%未満	29%未満
5	50%以上	25～50%未満	25%未満
6	40%以上	20～40%未満	20%未満

②その他

- ・実施年ごとに優れた運営や実施成果が顕著と認められる実行委員会等に対して表彰する。
- ・表彰内容については理事長が定める。